

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市藁科都市山村交流センター
- 2 指定管理者の名称 藁科交流センター運営委員会
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

地域の住民団体による管理が施設の設置目的を効果的に達成できる施設

【該当理由】

当該施設の設置目的である「都市住民と中山間地域住民の交流の促進を図るため」には、地域住民が当該施設を地域振興の核として自ら管理運営を行うことが効果的である。

このため、当該施設の管理運営のために地域住民により設立され、開設以来管理運営をしている「藁科交流センター運営委員会」を対象とする。

イ 募 集 期 間 令和4年10月3日～令和4年11月4日

ウ 募集対象団体 藁科交流センター運営委員会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和4年11月24日

(イ) プレゼンテーション 令和4年11月24日

イ 審査委員会

委員長 気田 敏弘（中山間地振興担当部長）

委 員 杉山美樹江（公益財団法人するが企画観光局地域連携部長）

〃 松下由美子（静岡県温泉協会書記）

〃 靱矢 雅浩（賤機都市山村交流センター館長）

〃 杉本 守（参与兼農業政策課長）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 薫科交流センター運営委員会

(イ) 点 数 75.8点/100点満点（市が設定した最低基準点70点）

(ウ) 指定管理料提示額 25,966千円

イ 総 評（選定の理由等）

仕様書に示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それを反映させた事業計画となっている。人員配置や収支計画などからも安定した施設管理が可能である点や、利用者の意見を反映させ施設の改善を行う姿勢が高く評価された。

また、財務諸表からも健全な運営がされていることや経理的処理の力を有していると認められ、円滑な管理業務を行う体制が整えられている。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、  
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、  
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和5年3月17日

(6) 指 定 令和5年3月22日

(7) 公 告 令和5年3月23日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市薬科都市山村交流センター

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
【三五点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	施設の設置目的である「都市住民と中山間地域住民の交流の促進」を十分に理解し、その目的を達成するための講座や教室等が事業計画に盛り込まれているか。	× 2		
	市が示した方向性や目標、その他仕様書全体の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	地域の住民や団体等との連携による、地域活性化を図るための事業が示されているか。	× 2		
	【所見欄】			
【二五点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	市民ニーズの把握と施設運営へ適切な反映策が示されているか。	× 1		
	利用者増加のための具体的方策が示されているか。	× 2		
	事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。	× 1		
	【所見欄】			
【三〇点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 2		
	施設全体の管理運営に必要な人員（配置体制）を有しているか。	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策は適正か。	× 1		
	従業員の資質向上策はあるか。	× 1		
	個人情報について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	× 1		
	【所見欄】			

管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【一〇点】	財務諸表等の状況は適正であるか。	× 1		
	適正な経理的処理能力を有しているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1  
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】